

山県市社会福祉協議会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2018年 4月 1日～2021年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：2021年 3月までに、職員全員の所定外労働を一人当たり年間340時間未満とする。

<対策>

- 2018年 4月～ 所定外労働の現状を把握とその原因分析を行う。
- 2018年 5月～ 事務・業務の効率化に関する職員意識の向上の研修会を実施
- 2018年 5月～ 事務・業務の効率化の取り組み
- 2019年 5月～ 事務・業務の効率化の取り組み状況の確認と評価
- 2020年 5月～ 前年度の事務・業務の効率化の取り組み状況の確認と評価

目標2：2019年 3月までに、子育てをする職員が病児保育を利用する場合の利用料助成制度の見直しと周知

<対策>

- 2018年 4月～ 現行制度の職員周知
- 2018年 9月～ 現行制度の見直しと規程の整備

目標3：2021年 3月までに、市内高校生を対象に介護資格取得の機会を設け、安定就労の推進を図る。

<対策>

- 2018年 4月～ 介護員初任者研修の準備とともに市内高校への提案
- 2018年 8月～ 介護員初任者研修の実施と受講生の採用機会の確保
- 2019年 4月～ 採用後の更なる資格取得費用の助成支援